

CRITEO 個別利用規約

コマースイールドサービス

以下の Criteo 個別利用規約は本契約の一部を構成するものであり、規約に基づき、Criteo は、Criteo サービスをパートナーに提供することに同意する。以下に定められた個別利用規約は、パートナーが選択したサービスにのみ適用される。

Criteo 個別利用規約で定義されていない用語は Criteo 総合利用規約に定める意味を有するものとする。

1. サービス内容

コマースイールドは、小売業者およびマーケットプレイスが、i)エコシステム全体のインベントリ、および ii)ファーストパーティ・データを収益化するためのソリューションである。パートナーはコマースイールドを活用することで収益化の機会を最適化でき、測定可能なパフォーマンスと実用的なインサイトを提供しつつ、広告主や代理店、その他のメディアバイヤー（以下「**メディアバイヤー**」）のメディア予算からデマンドを生み出す。

より具体的には、コマースイールドは以下のコンポーネントで構成されており、パートナーはパートナーのニーズや利用資格（Criteo 独自の裁量により決定される。）に応じて一部または全部を使用できる。

コマースイールドリテール

- コマースイールドリテールはオンラインの小売業者が以下を収益化できるように設計されたプラットフォームである。
- 小売業者のインベントリ：小売業者が所有するデジタル資産上でのさまざまなフォーマット（スポンサードプロダクト広告や、バナーおよびビデオを含むディスプレイ広告）のオンサイト広告を販売および表示する。
- 小売業者のファーストパーティ・データのみ：ターゲティングおよびオフサイト広告の測定を目的としてオーディエンスを販売する。オフサイト広告はオープンインターネット上（小売業者のウェブサイトやアプリの外）のサードパーティ・メディア・パブリッシャーのデジタル資産上に表示される。
- オンサイト広告およびオフサイト広告は Criteo テクノロジーにより作成され、メディアバイヤーが選択したオーディエンスに対して表示される。
- 小売業者は単一のインテグレーションとコンソールで配信および料金を管理できる。
- コマースイールドリテールは、複数の販売モデル、すなわち Criteo 販売モデル、小売業者販売モデルにより小売業者により使用される。
- 小売業者が明確に承認した場合、Criteo はサードパーティ・プロバイダーがコマースイールドリテール・プラットフォームにアクセスできるようにする。このようなサードパーティは、コマースイールドリテール・プラットフォームに接続された API を通じて、メディアバイヤーの代わりに小売業者のインベントリにアクセスす

る。明確にするために付言すると、このモードでは、Criteo が Criteo メディアバイヤーの請求と支払いに責任を負う。

コマースイールドマーケットプレイス

- コマースイールドマーケットプレイスは、中小のオンライン・メディアバイヤー（その多くはマーケットプレイス上のリセラー）がデマンドの規模を拡大し、デジタル収益化を一元管理し、ウェブサイトやアプリ上でスポンサープロダクト広告、スポンサーブランド広告、およびオフサイト広告を展開できるよう支援するため、マーケットプレイスがインベントリとデータを収益化できるように設計されたプラットフォームである。
- コマースイールドマーケットプレイスは、マーケットプレイス販売するモデルに基づいてマーケットプレイスにより使用されることができ、メディアバイヤーがセルフサービスでキャンペーンの設定や管理ができるセルフサービスプラットフォームも含まれている。

コマースイールドインスタ

物理的な、およびデジタルの全方位型リテールメディア注文・ワークフロー管理プラットフォームで、メディアバイヤーが店頭、店外、およびオンラインでのメディア機会を小売業者とのあいだで予約（以下「**予約**」）できるようにすることで、メディアバイヤーによるシームレスなメディア予約体験を実現する。主な機能には、オムニチャネル・メディア・アセット管理、きめ細かなインベントリ管理、収益化に利用できる個別資産ごとの別個のメディア・リスティング（以下「**メディア・リスティング**」）、セルフサービス型インバウンド/アウトバウンド販売ツール、キャンペーン・ワークフローと自動化、分析とレポート、請求ツールおよびクライアント管理が含まれる。

Criteo サービスの範囲の詳細は、適用ある注文書で定められることがある。

2. 料金および支払い

Criteo プラットフォームにアクセスし、選択した Criteo サービスの提供を受けるために、パートナーは適用ある注文書に定められた料金を Criteo に支払う。

適用ある場合、注文書の定めに従い、Criteo はパートナーに対し、当該月中に Criteo メディアバイヤーが本サービスを利用して購入したインベントリおよび/またはデータの対価の総額、または合意済みのその他の金額を支払う。Criteo は i) パートナーに支払う総額から Criteo の料金を差し引き、および ii) Criteo メディアバイヤーから支払いを受け取るまで支払いを保留する権利を留保する。Criteo は商業的に合理的な範囲で、メディアバイヤーが支払わなければならない金額を徴収し、支払いの不履行をパートナーに通知するよう最大限努力する。Criteo は、パートナーが要求した場合、この点に関してとった手段を証明するものをパートナーに提供できなければならない。ただし、メディアバイヤーが破産した場合や同様の法的手続きが行われている場合は、Criteo はパートナーに対して支払いの義務を負わない。パートナーは、両当事者にとって合意可能な徴収方法に向けて協力するため、商業的に合理的な努力を行うものとする。

3. 追加条件

3.1. 契約解除：別段の定めのない限り、本契約の当初の期間は、注文書の日付をもって開始し、本契約の明示的な規定に従って早期に終了しない限り、注文書に指定された当初の期間（「**当初期間**」）中有効に存続する。本契約は、本契約上明確に定められた条項により早期解約されるか、またはいずれかの当事者が他方の当事者に対して更新しないことを、現行の期間が終了する少なくとも 90 日前までに更新しない旨を書面で通知することがない限り、1 年間自動更新され、その後も同様とする（以下各期間を「**更新期間**」し、当初期間と併せて「**契約期間**」という。）。

3.2. 独占権：パートナーは、Criteo が契約期間にわたり、既存のフォーマットおよび今後新たに追加される可能性のあるフォーマットすべてについて、スポンサードプロダクト広告およびオンサイト・ディスプレイ広告を独占的に提供することに同意する。

- 「**スポンサードプロダクト**」広告は、検索結果や関連ページのネイティブ広告枠で宣伝される特定の商品またはサービスをいう。
- 「**オンサイト・ディスプレイ**」広告は、パートナーのデジタル資産上のさまざまなページに直接表示されるビジュアル広告フォーマットをいう。これらのフォーマットには、メディアバイヤーに対して販売されたコマース・ディスプレイ（ブランディングアセットと特定の商品を組み合わせたもの）および/または IAB 標準バナー広告が含まれる。

3.3. デジタル資産に関する義務：パートナーは、Criteo による事前の承諾なく、広告の可視性をインテグレーション中に最初に同意したレベルより下げような形でデジタル資産の構造を変更または更新してはならない。

3.4. 守秘義務：本契約上の守秘義務条項の規定にかかわらず、開示が適用ある法令を遵守している限り、Criteo はメディアバイヤーに対して、パートナーおよびそのデジタル資産が Criteo ネットワークの一部であることを開示することがあり、Criteo サービスを通じた Criteo の購買行為（クリック、コンバージョン、およびインプレッションなど）に関する特定のパートナーレベルの情報を、透明性の高い方法で該当する広告が表示されたメディアバイヤーとのあいだで共有する権利を留保する。

3.5. メディアバイヤーとの関係：パートナーがメディアバイヤーと契約しなければならない場合、パートナーは単独でメディアバイヤーとの関係に責任を負う。また、パートナーは、Criteo がそのようなパートナーとメディアバイヤーとの関係に起因したに対して責任を負わないことに同意するものとする。特定の本サービスにおいて該当する場合、パートナーはメディアバイヤーとの間で締結された利用規約またはポリシーがプラットフォームにアップロードされており、管理されていることに対し、単独で責任を負うものとする。

3.6. プライバシー：Criteo による本サービスの提供およびデータ保護契約（「DPA」）の適用において、本サービスは共同管理者サービス（DPA の定義による。）であるとみなされるものとし、両当事者は関連する DPA の規定（第 I 条および第 II 条）を順守するものとする。ただし、コマースイールドマーケットプレイスに関しては、Criteo は、処理者（DPA の第 1 章と第 3 章）とみなされるものとする。



3.7. 契約当事者、準拠法および管轄権 : Criteo の契約主体は注文書に記載されている。本契約に起因または関連して何らかの紛争や問題が生じた場合、その準拠法と専属管轄権は、「Criteo の契約主体、準拠法、および管轄権」に関する文書に定められているとおり、契約主体の所在地によって異なる。
